

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

第 1 問 答 案 用 紙<1>

(租 税 法)

問題 1

問 1 A

PがA社に対し，使用人として提供した役務は，雇用契約に基づく給与を対価として提供されるものであり，課税仕入れに該当しないため（消費税法2条1項12号），A社において，仕入税額控除の対象とならない（同法30条1項）。

問 2 B

全壊した彫刻の廃棄は，800万円が令和5事業年度の損金の額に算入される（法人税法22条3項3号）。また，損害賠償金の受取は，800万円が令和5事業年度の益金の額に算入される（同法22条2項）。

問 3 B

Qによる絵画の売却は，長期譲渡所得に該当し（所得税法33条3項2号），Qの譲渡所得の金額は，総収入金額3,000万円から取得費450万円（同法60条1項1号）及び特別控除額50万円を控除した2,500万円である（同法33条3項，4項）。

問 4 A

A社が受領した固定資産税の還付金及び法人税・固定資産税の還付加算金は，令和5事業年度の益金の額に算入される（法人税法22条2項）。また，法人税の還付金及び過少申告加算税は，益金の額に算入されない（同法26条1項1号，2号）。

第 1 問 答 案 用 紙<2>

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
① A	×	A社において、令和4事業年度の所得の金額の計算上、欠損金額 1,200万円は、全額が損金の額に算入される（法人税法57条1項, 11項1号イ）。
② B	×	A社において、令和5事業年度の所得の金額の計算上、退職手当は、全額が損金の額に算入される（法人税法22条3項2号, 34条1項, 2項）。
③ A	○	所得税法30条2項, 5項1号
④ B	○	法人税法25条の2第1項, 2項, 3項
⑤ A	×	A社において、消費税法上の課税標準は、機械装置の譲渡時の対価の額7,000万円である（消費税法28条1項）。

I 合格ライン

第1問は、法人税法、所得税法及び消費税法の理論問題である。例年通り、問題1が4問、問題2が5問であった。解答欄の行数は少ないため、要領よくコンパクトにまとめることが要求される。難易度は、ここ数年で最も低く、「組織再編税制」「国際課税」「信託税制」等難解な分野からの問題が多かった昨年と比べると平易な論点ばかりであった。

問題1は、全てTACのテキスト(計算・理論)に記載されている論点ばかりであるため、なんらかの解答は書けたのではないだろうか。ただし、例年、問い方が「どのように取り扱われるべきか」と非常に漠然としているのに対して、解答欄が僅かに4行しかないため、「何をどこまで書くか」あるいは「根拠条文をどこまで記載するか」が悩ましいところである。特に今回は基本的な論点ばかりなので、出題者の意図に沿った本質的な条文を記載し、解答を端的に記述していれば、大きく減点されることはないであろう。他方、問題2は、例年通り〇×問題であった。基本的かつ計算の知識で解答できる論点からの出題されており、TACの受講生であれば、〇×は5問中全て正答したいところである。

問題1の問1は、使用人として提供した役務に関する出題である。広く「課税の対象とならない」という解答も考えられるが、「A社において」という限定から、仕入税額控除で答えるべきであろう。問2は、彫刻の廃棄と損害賠償金の受取という、2つの取引が問われている。損害賠償金の益金算入時期については争いがあるが、本問は、令和5年中に800万円を受領しているため、この点の記載は不要であろう。問3は、「譲渡所得の金額はいくらか。」という問いであるから、端的に解答するならば「譲渡所得の金額は2,500万円である。」となる。取得費や50万円の特別控除額の根拠条文が漏れなく記載されていれば、これでも問題ないと思われる。問4は、法人税法における「租税公課の還付金」の問題である。計算問題においても頻出論点であり、正答できたであろう。

問題2の問い①は、青色欠損金の繰越控除の基本論点からの出題であった。計算の知識で〇×は正答できたであろう。問い②は、業績連動給与に該当しない退職給与に関する出題であった。法人税法34条1項2項を読めば正答できたであろう。問い③は、特定役員退職手当等からの出題であった。基本的な問題であり、確実に正答したいところである。問い④は、完全支配関係がある法人から受けた受贈益(グループ法人税制)からの出題であった。計算の知識で〇×は正答できたであろう。問い⑤は、課税標準からの出題であった。計算の知識で〇×は正答できたであろう。

制限時間等を加味して、第1問は60%程度が合格ラインだと考える。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅱ 答練との対応関係

問題 1 直前答練 第1回 第1問 問題1 問1

直前答練 第2回 第1問 問題1 問3

問題 2 応用答練 第1回 第1問 問題1 問3

【解答への道】

問題 1

問 1 使用人として提供した役務（消費税法）

1. 取扱い

(1) 消費税法2条〔定義〕1項12号

課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（**所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。**）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

(2) 消費税法30条〔仕入れに係る消費税額の控除〕1項（抜粋）

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、当該課税仕入れ等を行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項を基礎として計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した金額をいう。）、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する。

2. 留意点

課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産の譲り受けや役務の提供を受けることをいう。ただし、消費税法2条1項12号において、役務の提供にかっこ書きが付いており、「所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。」とされている。

問 2 廃棄損及び損害賠償金の受取（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕2項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

(2) 法人税法22条3項3号

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

2. 留意点

他の者から支払いを受ける損害賠償金の額は、その支払いを受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入される。また、当該損害賠償金の請求の起因となった損害に係る損失の額は、その損害の発生した日の属する事業年度の損金の額に算入される。

本問における損害の発生と損害賠償金の受取は、令和5年9月中に完結している。したがって、益金・損金の計上時期の基準についてふれる必要はないと思われる。

問 3 譲渡所得の金額（所得税法）

1. 取扱い

(1) 所得税法33条〔譲渡所得〕3項

譲渡所得の金額は，次の各号に掲げる所得につき，それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し，その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には，その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

- 一 資産の譲渡（前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。）でその資産の取得の日以後五年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）
- 二 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの

(2) 所得税法33条4項

前項に規定する譲渡所得の特別控除額は，五十万円（譲渡益が五十万円に満たない場合には，当該譲渡益）とする。

(3) 所得税法60条〔贈与等により取得した資産の取得費等〕1項1号

居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産(※)を譲渡した場合における事業所得の金額，山林所得の金額，譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については，その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

- 一 贈与，相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）

(※) 譲渡所得の起因となる資産

2. 留意点

Qは，父であるTから贈与により絵画を取得しているため，父の取得価額，取得時期を引き継ぐことになる。なお，解答欄に限りがあるため，所得金額の計算の通則規定である，所得税法36条（収入金額）及び同法38条（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）についてふれる必要はないであろう。

問 4 租税公課の還付金（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕2項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

(2) 法人税法26条〔還付金等の益金不算入〕1項1号、2号

内国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

- 一 第三十八条第一項又は第二項（法人税額等の損金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの
- 二 第五十五条第四項（不正行為等に係る費用等）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

2. 留意点

納付した租税公課が還付された場合には、原則として、益金の額に算入される。しかし、法人税や国税に係る過少申告加算税等、納付時に損金不算入の租税公課（法人税法38条1項、55条4項）の還付金を益金の額に算入すると、結果的に納付時と還付時で二重課税となってしまうため、その金額は益金不算入とされる。

問題 2

I. ①について：資本金が1億円以下である普通法人における欠損金の繰越し（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法57条〔欠損金の繰越し〕1項

内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が損金算入限度額（本文の規定を適用せず、かつ、第五十九条第三項及び第四項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）並びに第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額をいう。）から当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

(2) 法人税法57条11項1号イ

次の各号に掲げる内国法人の当該各号に定める各事業年度の所得に係る第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「所得の金額の百分の五十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

- 一 第一項の各事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する内国法人 当該各事業年度
- イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。第三号において同じ。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第五項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの及び同条第六項に規定する大通算法人を除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び同項に規定する大通算法人を除く。）

2. 留意点

期末資本金の額が1億円以下の内国普通法人の場合、欠損金の損金算入限度額は、欠損金の損金算入前の所得金額×「50%」ではなく「100%」となる。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

II. ②について：業績連動給与に該当しない退職給与（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕3項2号

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

(2) 法人税法34条〔役員給与の損金不算入〕1項（抜粋）

内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与で業績連動給与に該当しないもの、使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの及び第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 一 定期同額給与
- 二 事前確定届出給与
- 三 業績連動給与

(3) 法人税法34条2項

内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2. 留意点

業績連動給与に該当しない退職給与は、法人税法34条1項の対象とならない。また、このうち不相当な高額な部分の金額は、同条2項より、損金の額に算入されない。そのため、A社において、Qに対する退職手当900万円（不相当な高額な部分はない）は、22条3項2号より、損金の額に算入される。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅲ. ③について：特定役員退職手当等（所得税法）

1. 取扱い

(1) 所得税法30条〔退職所得〕 2項

退職所得の金額は，その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該退職手当等が，短期退職手当等である場合には次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とし，特定役員退職手当等である場合には当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とする。）とする。

- 一 当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が三百万円以下である場合
当該残額の二分の一に相当する金額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合
百五十万円と当該退職手当等の収入金額から三百万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

(2) 所得税法30条5項1号

第二項に規定する特定役員退職手当等とは，退職手当等のうち，役員等（次に掲げる者をいう。）としての政令で定める勤続年数（以下この項及び第七項において「役員等勤続年数」という。）が五年以下である者が，退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

- 一 法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員

2. 留意点

役員Qの勤続年数は，令和2年4月から令和5年6月末までの5年以下であるため，A社がQに支払った退職手当は，所得税法30条5項1号より，特定役員退職手当等に該当する。そのため，Qの退職所得の金額は，同条2項より，退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となる。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

IV. ④について：完全支配関係がある内国法人から受けた受贈益（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法25条の2〔受贈益〕1項

内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額（第三十七条（寄附金の損金不算入）の規定の適用がないものとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第七項に規定する寄附金の額に対応するものに限る。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

(2) 法人税法25条の2第2項

前項に規定する受贈益の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてされるかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）を受けた場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

(3) 法人税法25条の2第3項

内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与を受けた場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与を受けたと認められる金額は、前項の受贈益の額に含まれるものとする。

2. 留意点

A社は、B社の発行済株式の全てを保有しているため、A社とB社の間には完全支配関係がある。B社がA社から譲渡を受けた機械装置の対価7,000万円は、時価1億円に比して低いため、差額3,000万円は、法人税法25条の2第2項3項より、受贈益の額に含まれる。そのため、B社において、受贈益3,000万円は、同条1項より、益金の額に算入されない。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

V. ⑤について：課税標準（消費税法）

1. 取扱い

消費税法28条〔課税標準〕1項

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は，課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し，又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし，課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。

ただし，法人が資産を第四条第五項第二号に規定する役員に譲渡した場合において，その対価の額が当該譲渡の時における当該資産の価額に比し著しく低いときは，その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

2. 留意点

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準に含まれるのは，原則として，その課税資産等の価格（いわゆる定価や時価）ではなく，その譲渡等につき当事者間で授受することとした金額（実売価格）である。例外として，低額譲渡（消費税法28条1項ただし書）があるが，当該規定が適用されるのは，法人が自社の役員に対して著しく低い価額で譲渡した場合であるため，本問では適用されない。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

〔MEMO〕

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

第 2 問 答案用紙<1>
(租税法)

問題 1

[問] 1.

C	31,000 株
	80,000 株

[問] 2.

(租税公課に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 5. (2) 及び(3) について	B 921, 100	, ,
[資料] 5. (4) 及び(6) について	B 78, 335, 900	, ,

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 6. について DとGの給与	C 3, 000, 000	, ,
上記以外の項目	C 9, 000, 000	, ,

(売上高及び売上原価に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 7. について	B 1, 200, 000	, ,

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 8. について	A , ,	3, 450, 000

第 2 問 答 案 用 紙<2>
(租 税 法)

(株式の売却に関する申告調整)	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 9. について	A <input type="text" value=" , ,"/>	<input type="text" value="50,000,000"/>

[問] 3.

A	①	法人税額	54,312,824
---	---	------	------------

A	②	差引確定法人税額	35,769,300
---	---	----------	------------

[問] 4.

C	①	繰延税金資産	△136,980,000
---	---	--------	--------------

C	②	自己株式	△100,000,000
---	---	------	--------------

問題 2

[問] 1.

(減価償却に関する申告調整)	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 1. について	C <input type="text" value="71,667"/>	<input type="text" value=" , ,"/>

[問] 2.

(繰越欠損金に関する事項)

[資料] 2. について	B	繰越欠損金の当期控除額	<input type="text" value="10,200,000"/>
--------------	---	-------------	---

	C	翌期へ繰り越す欠損金の金額	<input type="text" value="10,190,000"/>
--	---	---------------	---

第 2 問 答 案 用 紙<3>
(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

[問] 1. (1) 給与所得の金額	A 5,380,000
(2) 退職所得の金額	A 6,000,000
(3) 配当所得の金額	A 3,000,000
(4) 不動産所得の金額	A △1,700,000
[問] 2. 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額	B 89,000,000
[問] 3. 損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額	C 7,380,000
[問] 4. ①から④までの所得控除の金額の合計額	C 1,590,000

第 2 問 答 案 用 紙<4>

(租 税 法)

問題 4

(単位：円)

[問]

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額 | A 312,039,000 |
| (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額 | A 5,100,500,000 |
| (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額 | A 5,103,382,000 |
| (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 ※ 別解あり | B 283,389,600 |
| (5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの | B 279,926,400 |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの ※ 別解あり | B 46,800 |
| (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | B 3,416,400 |
| (8) 貸倒れに係る税額 | A 312,000 |

※ 別解について

本問の従業員社宅用マンションの建物の取得は，課税仕入れに該当する（消費税法2条1項12号）ものの，居住用賃貸建物の取得に該当することから，その課税仕入れ等の税額については，仕入税額控除の対象とならない（同法30条10項）。しかしながら，あくまで本取引から生じる消費税額 3,900,000(*1)は，仕入税額控除の対象とならないのであり，課税仕入れ等に係る消費税額に含まれるものとも考えられるため，この考え方に基づくと下記解答となり得る。

$$(*1) 55,000,000 \times \frac{7.8}{110} = 3,900,000$$

- | | |
|--|-------------|
| (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 | 287,289,600 |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの | 3,946,800 |

I 合格ライン

第2問は，出題形式の変更があった。具体的には，法人税法の解答箇所が20箇所から15箇所に，所得税法の解答箇所が10箇所から7箇所に，消費税法の解答箇所が10箇所から8箇所にそれぞれ減少した。その結果，第2問全体の解答箇所は30箇所となった。答練で繰り返し練習してきた形式と異なるため，焦った受験生もいたと思われる。

また，令和5年（2023年）本試験と比べて問題量はほぼ同等であった。法人税法は難化したものの，所得税法及び消費税法は易化しており，法人税法だけでなく所得税法，消費税法までしっかりと対策してきた受験生が報われやすい問題であった。第2問全体としてみても，受験生の努力の量が得点差に反映される問題であったといえよう。

問題1，問題2は，法人税法からの出題である。令和5年（2023年）本試験とは異なり，問題1が総合問題，問題2が組織再編税制に関する小問であった。同族会社，租税公課等，給与等，引当金，収益認識，受取配当等の益金不算入額，所得税額控除，評価損益，別表1，別表5，みなし配当，組織再編税制（適格合併における減価償却，適格合併における欠損金）の論点が出題された。

同族会社や別表5，適格合併における減価償却，適格合併における欠損金など近年の本試験ではあまり出題のみられなかった論点も数多く出題され，多くの受験生が解答に苦しんだと思われる。そのため，受取配当等の益金不算入額，所得税額控除，評価損益，別表1といった平易な箇所をいかに得点できたかが勝負の分かれ目であった。なお，問題1，問題2について，ボーダーラインは5箇所程度の正答と予想する。

問題3は，所得税法からの出題である。令和5年（2023年）本試験と同様に小問はなく，総合問題1問であった。給与所得，退職所得，配当所得，不動産所得，譲渡所得，損益通算，所得控除（配偶者控除，配偶者特別控除，扶養控除，基礎控除）の論点が出題された。

問1と問2は平易な問題であり，問3と問4は難しい問題であった。そのため，問1と問2でいかに得点できたかが勝負の分かれ目であった。問題3について，ボーダーラインは4箇所程度の正答と予想する。

問題4は，消費税法からの出題である。令和5年（2023年）本試験と同様に小問はなく，総合問題1問であった。近年の出題傾向を踏襲し，与えられた資料は複雑ではなく基本的な出題であった。課税標準額に対する消費税額，課税売上割合の計算，仕入税額控除，貸倒れに係る消費税額，軽減税率の論点が出題された。なお，本問は令和5年10月1日を期首としており適格請求書等保存方式（インボイス制度）が適用されていたが，特段考慮しなくても解答できる問題であった。問題4について，ボーダーラインは4箇所～5箇所程度の正答と予想する。

II 答練との対応関係

問題 1

基礎答練 第2回	基礎答練 第3回
応用答練 第2回	直前答練 第1回
全国公開模試 第1回	全国公開模試 第2回
アクセス答練 第1回	アクセス答練 第2回
アクセス答練 第6回	

問題 2

アクセス答練 第7回	
------------	--

問題 3

基礎答練 第1回	応用答練 第2回
全国公開模試 第1回	全国公開模試 第2回
直前答練 第1回	直前答練 第2回
アクセス答練 第3回	アクセス答練 第8回

問題 4

基礎答練 第1回	全国公開模試 第1回
全国公開模試 第2回	アクセス答練 第4回

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

【解答への道】

問題 1 法人税法

I. はじめに

まず、資本金・業種の確認をする。本問では、当社は精密機械製造業を営む、期末資本金が1億円超の法人に該当する。

II. 同族会社の判定

1. 同族会社の意義

同族会社とは、株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く）の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く）の総数又は総額の50%超を有する場合におけるその会社をいう。

つまり、3人以下の株主等とその同族関係者（これを「株主グループ」という）で持株割合が50%超ならば、その会社を完全に支配することができると考えている。

そこで、同族会社に該当するかどうかの判定は、次のように、持株割合の大きい株主グループから順に3つ以下の株主グループの持株割合が50%超となるかどうかにより行うことになる。

2. 特定同族会社の意義

特定同族会社とは、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主又は社員から被支配会社でない法人を除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるもの（資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるものを除く）をいう（期末の現況により判定する）。

（注）被支配会社

1つの株主グループの持株割合等 > 50%

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】

1. 同族会社の判定

(1) 株主グループ

① B $15,000株 + 9,000株 + 7,000株 = 31,000株$

② E $16,000株 + 9,000株 = 25,000株$

③ A $20,000株$

(2) 同族会社の判定

$$\frac{31,000株 + 25,000株 + 20,000株}{80,000株(*1)} = 95\% > 50\% \quad \therefore \text{同族会社に該当}$$

(*1) 発行済株式総数100,000株 - 期末自己株式20,000株 = 80,000株

2. 特定同族会社の判定

$$\frac{31,000株}{80,000株(*1)} = 38.75\% \leq 50\% \quad \therefore \text{特定同族会社に該当しない}$$

Ⅲ. 別表4の作成

1. 租税公課等

(1) 納税充当金等

① 前期確定申告分

i 還付分(問題文の(2)について)

納付した租税公課が還付された場合には、原則として、益金の額に算入される。しかし、納付時に損金不算入の租税公課の還付金を益金の額に算入してしまうと、結果的に納付時と還付時で二重課税となってしまうため、益金に算入されない。

本問では、還付された事業税等 921,100円が益金の額に算入されるが、会計上、収益に計上されていないため、これを別表4で加算する。厳密には次頁の計算過程に示したとおりとなるが、本問のように内訳が問われない場合は、このように考えることもできる。なお、前期の調整については、後述の「(4) 参考」を参照すること。

ii 納付分(問題文の(3)について)

納税充当金の取崩額のうち、事業税等は申告した日の属する事業年度に損金の額に算入される。本問では住民税のみの納付であるため、別表4における調整は不要である。

② 当期中間申告分

債務が確定している中間申告分の法人税、地方法人税、住民税及び事業税等のうち、事業税等のみ損金の額に算入され、法人税、地方法人税及び住民税は損金の額に算入されない。

③ 当期確定申告分

翌期において債務の確定する法人税、地方法人税、住民税及び事業税等を見積計上する納税充当金の繰入額は、費用の見積計上であり債務未確定であるため、全額当期の損金の額に算入されない。

(2) 所得税額控除

所得税額控除の適用を受ける所得税額は、一旦、所得金額を税引前の金額に戻し、税額控除する。したがって、所得税額控除の税額は以下のとおり計算し、別表4で加算するとともに、別表1で税額控除する。

なお、本問では按分計算を要する銘柄はない。

(3) 法人税等調整額

本問では、法人税等調整額は、当期純利益の計算上、減算されている。そのため、当該金額を別表4において加算する。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

(4) 参 考

還付された28,405,900は、前期において、会計上及び税務上、次のように処理されている。

① 中間納付 (単位：円)

(借) 法人税等	28,405,900	(貸) 現金預金	28,405,900
----------	------------	----------	------------

上記法人税等として会計上費用計上されたもののうち、法人税及び地方法人税25,116,500及び住民税 2,368,300が前期において加算調整される。

② 還付見込額未収計上 (単位：円)

(借) 未収還付法人税等	28,405,900	(貸) 法人税等	28,405,900
--------------	------------	----------	------------

翌期における還付見込額の見積計上は、全額が益金の額に算入されない。よって、会計上収益計上された未収還付法人税等28,405,900が前期において減算調整される。

上記①, ②の結果、事業税等 921,100のみが前期において損金の額に算入されている。

【計算過程】（単位：円）

1. (2)及び(3)について

(1) 未収還付法人税等認容

28,405,900（加算）

(2) 法人税及び地方法人税の還付金

25,116,500（減算）

(3) 住民税の還付金

2,368,300（減算）

(4) 住民税の納付額

調整なし

(5) $(1) - (2) - (3) = 921,100$ （加算）

2. (4)及び(6)について

(1) 損金経理法人税及び地方法人税

19,428,500（加算）

(2) 損金経理住民税

2,096,800（加算）

(3) 損金経理納税充当金

55,881,490（加算）

(4) 法人税額控除所得税額

929,110（加算，別表1で税額控除）

(5) $(1) + (2) + (3) + (4) = 78,335,900$ （加算）

3. (7) について

法人税等調整額

530,000（加算） ※ V. 2. (*4)参照

2. 給与等

(1) 役員の判定

まず、本問のB、E、F、G、Hは会社法上の役員に該当する。以下、みなし役員及び使用人兼務役員につき検討する。

① みなし役員

使用人以外の者で、経営に従事しているものはみなし役員に該当する（本問のC）。

- i 取締役でない会長，理事長 等
- ii 相談役，顧問 等

また、同族会社の使用人で次の要件を全て満たすものはみなし役員となる（本問のD）。

- i 経営に従事しているもの
- ii 50%超基準，10%超基準，5%超基準の全てを満たすもの

② 使用人兼務役員

使用人兼務役員とは、法人税法上の役員のうち、次の要件を満たしている者をいう。

- i 社長，理事長等，一定の役員以外の役員であること
- ii 部長，課長，その他法人の使用人としての職制上の地位を有すること
- iii 常時使用人としての職務に従事していること

また、同族会社においては、使用人兼務役員になれない役員の規定が設けられている。すなわち、同族会社の役員で次の要件を満たすものは使用人兼務役員になれない（本問のF）。

- 50%超基準，10%超基準，5%超基準の全てを満たすもの

③ 50%超基準，10%超基準，5%超基準

本問のD及びFにつき、検討する。

i 50%超基準

持株割合を合計してはじめて50%超となる上位3位以内の株主グループ（持株割合が同じものは同一順位とする）のいずれかにその者が属していることをいう。

本問では、第1順位のBグループ(31,000株/80,000株)と第2順位のEグループ(25,000株/80,000株)を合計してはじめて50%超となるため、Bグループ又はEグループに属する者のみ50%超基準を満たすことになる。したがって、D及びFは50%超基準を満たす。

ii 10%超基準

その者の属する株主グループの持株割合が10%を超えていることをいう。

本問では，第1順位のBグループ(31,000株/80,000株)と第2順位のEグループ(25,000株/80,000株)のいずれの持株割合も10%を超えている。したがって，D及びFは10%超基準を満たす。

iii 5%超基準

次に掲げる者の持株割合の合計が5%を超えていることをいう。

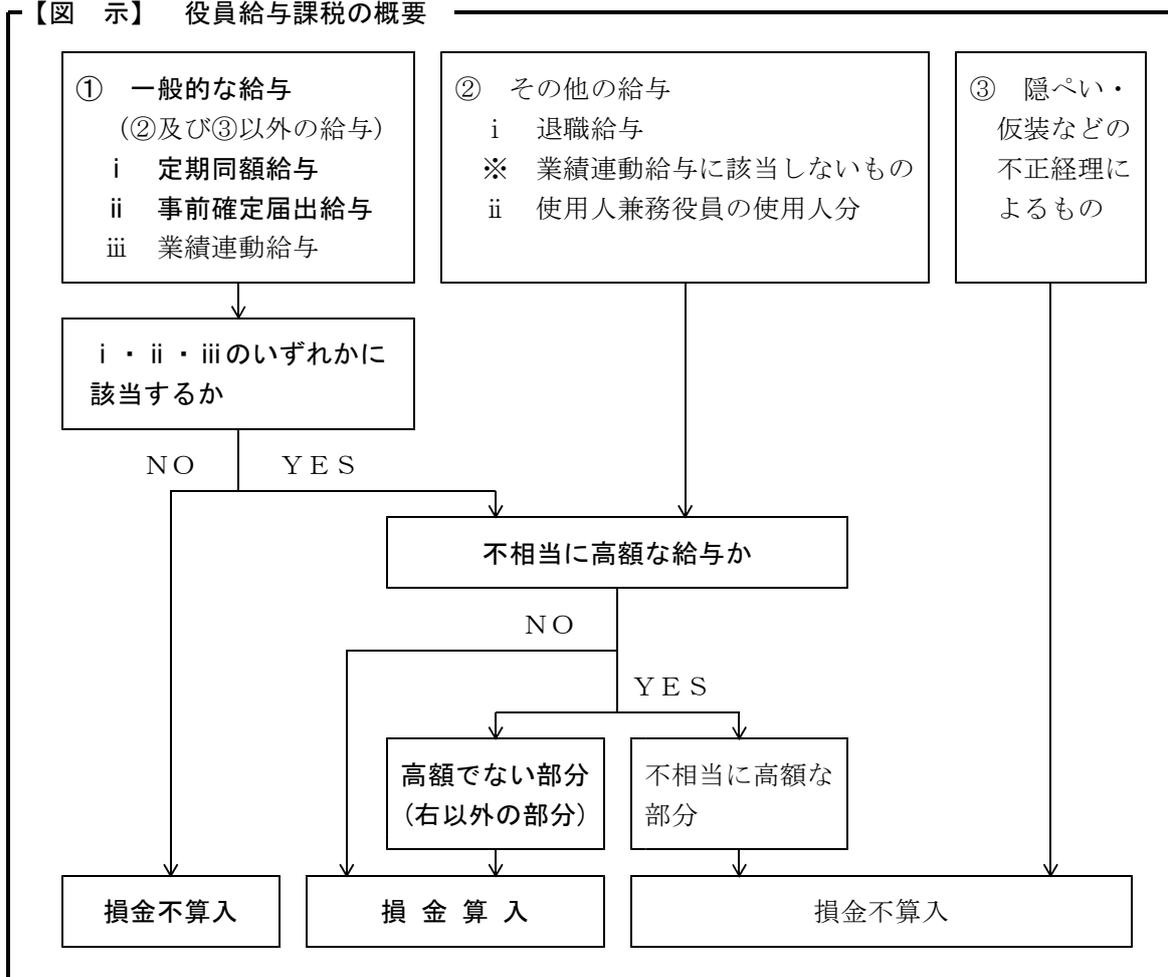
- イ その者
- ロ 配偶者
- ハ イとロの持株割合が50%超となる他の会社

本問では，D(7,000株/80,000株)とF(9,000株/80,000株)のいずれの持株割合も5%を超えている。したがって，D及びFは5%超基準を満たす。

以上より，Dはみなし役員，Fは(使用人兼務役員ではない)役員となる。

(2) 役員給与課税の概要

【図示】 役員給与課税の概要



(3) 留意点

① 役員分の賞与

法人税法においては、原則として費用の見積計上（引当金の計上）は認めていないため、役員賞与引当金の当期繰入額 7,000,000は損金不算入となり、別表4で加算される。

また、当期支給額については、届出書を提出していないため、事前確定届出給与の要件を満たさず損金不算入となる。別表4においては、役員賞与引当金に係る6,600,000の認容減算が行われると共に、当期支給額6,600,000の加算が行われるため、当期の所得への影響はない。

② Dの給与

Dはみなし役員であるため、Dへの支給額は役員給与の規定が適用される。当該支給額のうち、給料3,600,000については、定期同額給与に該当するため、損金算入される。賞与1,200,000については、届出書を提出していないため、事前確定届出給与の要件を満たさず損金不算入となり、別表4で加算される。

③ Fの給与

Fは使用人兼務役員ではない役員であるため、使用人分としての支給額にも役員給与の規定が適用される。当該支給額のうち、給料6,000,000については、定期同額給与に該当するため、損金算入される。賞与2,000,000については、届出書を提出していないため、事前確定届出給与の要件を満たさず損金不算入となり、別表4で加算される。

④ Gの給与

年2回に分けて支給する給与は、定期同額給与に該当しない。また、届出書を提出していないため、事前確定届出給与の要件を満たさない。したがって、Gの給与1,800,000は損金不算入となり、別表4で加算される。

なお、当社は同族会社であるため、「非同族会社の非常勤役員への給与に係る届出不要の規定」は適用できない。

【計算過程】（単位：円）

1. DとGの給与

役員給与否認

$$1,200,000 + 1,800,000 = 3,000,000 \text{ (加算)}$$

2. 上記以外の項目

(1) 役員賞与引当金否認

$$7,000,000 \text{ (加算)}$$

(2) 役員賞与引当金認容

$$6,600,000 \text{ (減算)}$$

(3) 役員給与否認

$$6,600,000 \text{ (加算)}$$

(4) 役員給与否認 (Fの賞与)

$$2,000,000 \text{ (加算)}$$

$$(5) (1) - (2) + (3) + (4) = 9,000,000 \text{ (加算)}$$

3. 売上高及び売上原価

(1) 収益の認識

資産の販売等に係る収益の額として益金の額に算入する金額は時価である（法人税法22条の2第4項）。時価には、貸倒れや返品の可能性がある場合においても、その影響を織り込むことはできない（法人税法22条の2第5項）。

「収益認識に関する会計基準」では、回収不能や返品の影響も見積って取引価格に反映するが、これらは譲渡資産の時価とは関係ない要素であることから、そのような処理は認められない。

(2) 税務上の考え方

(借) 現金	預金	56,000,000	(貸) 売上高	56,000,000(*1)
(借) 売上原価	32,000,000(*2)	(貸) 製品	32,000,000	

(*1) 返品の可能性の影響は織り込まない。

(*2) 売上高算定上、返品見込の影響を織り込まないため、対応する原価も計上される。

【計算過程】（単位：円）

1. 売上高計上もれ
2,800,000（加算）
2. 売上原価計上もれ
1,600,000（減算）
3. 1. - 2. = 1,200,000（加算）

4. 受取配当等

(1) 受取配当等の益金不算入額の計算方法

- ① 完全子法人株式等
配当等の額
- ② 関連法人株式等
配当等の額 - 控除負債利子
- ③ その他の株式等
配当等の額 × 50%
- ④ 非支配目的株式等
配当等の額 × 20%
- ⑤ ①+②+③+④ = 「受取配当等の益金不算入額」 (減算)

(2) 株式等の区分

① 完全子法人株式等 (N社株式)

完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間の開始の日からその計算期間の末日まで継続して内国法人とその支払を受ける配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く）との間に**完全支配関係**があった場合の当該他の内国法人の株式等をいう。

② 関連法人株式等 (M社株式)

「関連法人株式等」とは、次の要件をいずれも満たす株式等をいう。

- i 持株割合等：発行済株式等又は議決権数の1/3超
- ii 保有期間：配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続保有
(計算期間が6月以上の場合には基準日以前6月以上継続保有)

(注1) 持株割合等の算定上は、分母から自己の株式等を除く(下記③も同様)。

(注2) 内国法人及び当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人が有する株式等も含めて、持株割合等を算定する(下記③も同様)。

③ 非支配目的株式等 (L社株式)

「非支配目的株式等」とは、基準日において持株割合等が**5%以下**の株式等が該当する。
なお、継続保有要件は付されていない。

④ その他の株式等 (K社株式)

「その他の株式等」とは、他のいずれにも該当しない株式等をいう。

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

(3) 控除負債利子

控除負債利子の計算は、以下のとおりである。

① 原則

$$\text{控除負債利子} = \text{関連法人株式等に係る配当等の額} \times 4\%$$

② 特例

「関連法人株式等に係る配当等の額の合計額×4%」≥「支払利子の額の合計額×10%」
 の場合には、以下の計算によることが認められている。

$$\text{控除負債利子} = \frac{\text{支払利子の額の合計額} \times 10\%}{\text{その配当等の額}} \times \text{関連法人株式等に係る配当等の額の合計額}$$

③ 留意点

「関連法人株式等に係る配当等の額の合計額×4%」≥「支払利子の額の合計額×10%」
 となる場合には、特例による計算結果が納税者にとって有利となる。

<受取配当等の益金不算入のまとめ>

	要件		計算手続
	持株割合	継続保有	益金不算入額
完全子法人株式等	100%	計算期間, 継続	配当等の額
関連法人株式等	1/3超	基準日以前6ヶ月, 継続	配当等の額－控除負債利子
その他の株式等	—	—	配当等の額×50%
非支配目的株式等	5%以下	なし(基準日時点)	配当等の額×20%
外国子会社からの配当	25%以上	確定日以前6ヶ月	配当等の額×95%

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

- | |
|---|
| 1. 完全子法人株式等（N社株式） |
| 1,000,000（減算） |
| 2. 関連法人株式等（M社株式） |
| $2,000,000 - 70,000(*1) = 1,930,000$ （減算） |
| （*1）控除負債利子の計算方法の判定 |
| （1） $2,000,000 \times 4\% = 80,000$ |
| （2） $700,000 \times 10\% = 70,000$ |
| （3）（1） \geq （2） $\therefore 70,000$ （特例による） |
| 3. 非支配目的株式等（L社株式） |
| $600,000 \times 20\% = 120,000$ （減算） |
| 4. その他の株式等（K社株式） |
| $800,000 \times 50\% = 400,000$ （減算） |
| 5. 合計 |
| 1. + 2. + 3. + 4. = 3,450,000 （減算） |

5. 株式の売却

(1) 令和3年3月期

N社株式の減損処理は、「評価損の計上ができる事実」に基づいていないため，計上された評価損は損金不算入となり，別表4で加算される。

なお，N社株式の会計上の帳簿価額は $100,000,000 - \text{評価損}50,000,000 = 50,000,000$ だが，税務上の帳簿価額は評価損計上前の $100,000,000$ となる。

(2) 当期

会計上の売却損益は $+10,000,000$ であるが，税務上の売却損益は譲渡価額 $60,000,000 - \text{税務上の帳簿価額}100,000,000 = \Delta 40,000,000$ である。したがって，別表4において $50,000,000$ の減算調整が必要となる。

【計算過程】（単位：円）

N社株式評価損認容
50,000,000（減算）

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

IV. 別表1の作成

1. 税額計算

期末資本金の額	所得区分	税率
1億円以下	所得金額のうち年800万円以下の金額(千円未満切捨)	15%
	所得金額のうち年800万円を超える金額(千円未満切捨)	23.2%
1億円超	所得金額(千円未満切捨)	

2. 中間申告分の法人税額

当期の中間申告分の法人税額を記入する。本問では問題文に明示されている。

【計算過程】(単位:円)

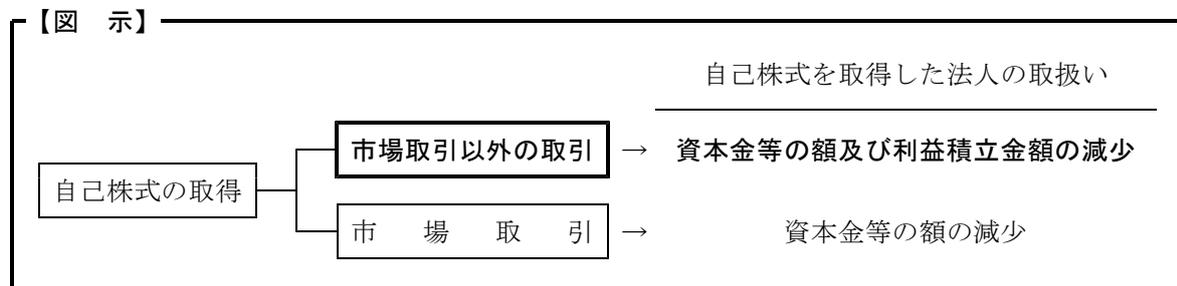
1. 法人税額
$234,107,000 \times 23.2\% = 54,312,824$
2. 控除した源泉所得税等の額
929,110
3. 差引所得に対する法人税額(百円未満切捨)
$1. - 2. = 53,383,714 \rightarrow 53,383,700$
4. 差引確定法人税額
$53,383,700 - \text{中間申告分の法人税額} 17,614,400 = 35,769,300$

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

V. 別表5(一)の作成

1. 自己株式の取得

法人が自己の発行する株式を取得した場合には、その時点で資本金等の額が減少することとされており、自己株式の取得は次のように区分される。



(注) 相対取引で自己株式を取得する場合は「市場取引以外の取引」による取得に該当し、市場買付など不特定多数から自己株式を取得する場合は「市場取引」による取得に該当する。

(1) 資本金等の額の減少

自己株式の取得をした場合には、次の算式により計算した金額を取得資本金額として資本金等の額を減少させる。

$$\text{取得資本金額} = \text{取得直前の資本金等の額} \times \frac{\text{取得した株式数}}{\text{取得直前の発行済株式等の総数}}$$

(2) 利益積立金額の減少

次の算式により計算した金額を利益積立金額から減少させる。

$$\text{利益積立金額の減少額} = \text{交付金銭等} - \text{取得資本金額}$$

(3) 会計上の仕訳と税務上の考え方

① 会計上の仕訳

(借) 自 己 株 式 70,000,000	(貸) 現 金 預 金 70,000,000(*1)
------------------------	----------------------------

(*1) @7,000×10,000株=70,000,000

② 税務上の考え方

(借) 資 本 金 等 の 額 50,000,000(*2)	(貸) 現 金 預 金 70,000,000(*1)
利 益 積 立 金 額 20,000,000(*3)	

(*2) $500,000,000 \times \frac{10,000\text{株}}{100,000\text{株}} = 50,000,000$

(*3) $70,000,000(*1) - 50,000,000(*2) = 20,000,000$

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

2. 解答数値の算定

(1) 利益積立金額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
繰延税金資産	△137,510,000	△ 530,000(*4)		①△136,980,000
自己株式	△ 10,000,000		△20,000,000(*3)	△ 30,000,000

(*4) 法人税等調整額に係る加算調整額 (Ⅲ. 1. (3) 参照)

(2) 資本金等の額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
自己株式	△ 50,000,000		△50,000,000(*2)	②△100,000,000

問題 2 法人税法

I. はじめに

まず、資本金・業種の確認をする。本問では、当社は建設業を営む、期末資本金が1億円超の法人に該当する。

II. 別表4の作成

1. 減価償却資産

被合併法人の繰越償却超過額は、合併法人の繰越償却超過額に含まれる（法人税法31条4項）。したがって、Q機械装置の丙における繰越償却超過額 133,334は、当社の当期における減価償却計算上、繰越償却超過額として取り扱われる。

また、合併法人は、資産等を被合併法人から帳簿価額で引き継ぐ。したがって、当社は、P建物につき、丙における合併直前の帳簿価額34,000,000を基礎として減価償却計算を行うべきである。

なお、適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産の、合併法人における受入価額が、被合併法人における合併直前の帳簿価額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、合併法人において繰越償却超過額とみなされる（法人税法31条5項）。したがって、P建物の当社の受入価額30,000,000と丙における合併直前の帳簿価額34,000,000との差額 4,000,000は、当社の当期における減価償却計算上、繰越償却超過額として取り扱われる。

【計算過程】（単位：円）

1. P建物

(1) 償却限度額

$$50,000,000 \times 0.020 \times \frac{6}{12} = 500,000$$

(2) 償却超過額認容

$$405,000 - 500,000 = \triangle 95,000 < 4,000,000 (*1) \quad \therefore 95,000 \text{ (減算)}$$

$$(*1) 34,000,000 - 30,000,000 = 4,000,000$$

2. Q機械装置

(1) 償却限度額

$$(7,200,000 + 133,334) \times 0.200 \times \frac{6}{12} = 733,333$$

(2) 償却超過額

$$900,000 - 733,333 = 166,667 \text{ (加算)}$$

3. 合計

$$2. - 1. = 71,667 \text{ (加算)}$$

2. 欠損金

(1) 適格合併が行われた場合の欠損金の取扱い

① 未処理欠損金額の引継ぎ

内国法人を合併法人とする**適格合併が行われた場合**、被合併法人の当該適格合併の日前10年以内に開始した各事業年度において生じた**未処理欠損金額**は、原則として、その内国法人において生じた欠損金とみなして、繰越控除ができる。

② 未処理欠損金額の引継制限

法人と支配関係にある法人間で行われた適格合併において、次のいずれにも該当しない場合には、被合併法人の一定の未処理欠損金額は合併法人に引き継ぐことはできない。

- i 支配関係が一定の日（合併法人の適格合併の日の属する事業年度開始日の5年前の日、被合併法人の設立日、合併法人の設立日のうち最も遅い日）から継続してある場合
- ii 適格合併がみなし共同事業要件を満たす場合

本間においては、当社は丙の設立以来支配関係を有することから、上記iに該当するため、被合併法人（丙）の保有する未処理欠損金額については、合併法人（当社）への引継制限は課せられず、引き継ぐことができる。

③ 繰越欠損金の利用制限

法人と支配関係にある法人間で行われた適格合併において、次のいずれにも該当しない場合には、合併法人の一定の欠損金はないものとされ、繰越控除できない。

- i 支配関係が一定の日（合併法人の適格合併の日の属する事業年度開始日の5年前の日、被合併法人の設立日、合併法人の設立日のうち最も遅い日）から継続してある場合
- ii 適格合併がみなし共同事業要件を満たす場合

本間においては、当社は丙の設立以来支配関係を有することから、上記iに該当するため、合併法人（当社）の保有する繰越欠損金額はないものとされることはなく、繰越控除ができる。

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

(2) 青色欠損金の繰越控除

① 適用要件

- i 適用事由 …… 前10年以内に生じた欠損金額があること
- ii 手 続 …… イ 欠損事業年度について青色申告書を提出していること
ロ 欠損事業年度から繰越控除年度まで連続して確定申告書を提出していること
ハ 欠損事業年度に係る帳簿書類を保存していること

② 損金算入額

- i 繰越欠損金額 …… イ 青色欠損金であれば、原因事実は問わない
ロ 既に前期以前に控除対象となったもの及び欠損金の繰戻還付の計算の基礎となったものを除く
- ii 限 度 額 …… 欠損金の損金算入前の所得金額 × 50%
(注) 平成27年3月期：80%
平成28年3月期：65%
平成29年3月期：60%
平成30年3月期：55%
平成31年3月期以降：50%
- iii 損 金 算 入 額 …… i と ii のいずれか少ない方の金額 (差引計の下で減算)

(注) 期末資本金の額が1億円以下の法人等の場合

期末資本金の額が1億円以下の法人、設立から7年以内の法人等の場合には、上記iiの限度額が「欠損金の損金算入前の所得金額×100%」となる。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】 (単位：円)

1. 繰越欠損金額

(1) 当 社

$$3,500,000 + 5,500,000 + 1,500,000 = 10,500,000$$

(2) 丙 社

$$3,600,000 + 1,200,000 + 2,400,000 + 1,890,000 + 800,000 = 9,890,000$$

(3) (1) + (2) = 20,390,000

2. 限度額

$$20,400,000 \times 50\% = 10,200,000$$

3. 繰越欠損金の当期控除額

1. > 2. \therefore 10,200,000 (減算)

4. 翌期へ繰り越す欠損金額

$$1. - 3. = 10,190,000$$

問題 3 所得税法

所得税の計算体系表

I 各種所得		II 課税標準		III 課税所得金額		IV 納付税額																																														
利子所得の金額	損	益	損	所得金額	課税標準	課税所得金額	課税総所得金額	×	超過累進税率	=	課税される所得金額	-	外国税額控除	+	復興特別税	-	外国税額	-	源泉徴収税額	=	申告納税額	-	予定納税額	→	納付すべき税額																											
配当所得の金額																										調整控除	1/2	短期譲渡所得の金額	短期譲渡所得の金額	×	原則30%	課税総所得金額	×	原則15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	超過累進			
不動産所得の金額																												長期譲渡所得の金額	長期譲渡所得の金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	超過累進			
事業所得の金額																												上場株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	超過累進			
給与所得の金額																												一般株式等に係る譲渡所得等の金額	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	超過累進			
雑所得の金額																												先物取引に係る雑所得等の金額	先物取引に係る雑所得等の金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	超過累進			
一時所得の金額																												上場株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	15%	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	超過累進			
譲渡所得の金額																												山林所得	山林所得	×	5/5乗	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	5/5乗	課税総所得金額	×	5/5乗
短期譲渡所得の金額																												退職所得	退職所得	×	超過累進	課税総所得金額	×	超過累進	課税総所得金額	×	超過累進	課税総所得金額	×	超過累進	課税総所得金額	×	超過累進	課税総所得金額	×	超過累進	課税総所得金額	×	超過累進	課税総所得金額	×	超過累進
長期譲渡所得の金額																																																				
短期譲渡所得の金額																																																				
長期譲渡所得の金額																																																				
短期譲渡所得の金額																																																				
長期譲渡所得の金額																																																				
短期譲渡所得の金額																																																				
長期譲渡所得の金額																																																				
短期譲渡所得の金額																																																				
長期譲渡所得の金額																																																				

※通算不可の所得あり (千円未満切捨) (黒字のときは百円未満切捨)

(注) は租税特別措置法の規定である。

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

I. 各種所得の金額

1. 給与所得

(1) 所得の金額

- | |
|-----------------------|
| ① 収入金額 |
| ② 給与所得控除額 |
| ③ 特定支出控除額 |
| ④ 給与所得の金額 = ① - ② - ③ |

(2) 非課税とされるもの

- | |
|-----------------------------|
| ① 出張旅費等 |
| ② 通勤手当で月額15万円までの金額 |
| ③ 制服等の現物給与 |
| ④ 被災見舞金, 結婚祝金等で社会通念上相当なもの 他 |

【計算過程】 (単位:円)

- | |
|---|
| 1. 収入金額 |
| 7,200,000 |
| 2. 給与所得控除額 |
| $1,760,000 + (7,200,000 - 6,600,000) \times 10\% = 1,820,000$ |
| 3. 給与所得の金額 |
| $1. - 2. = 5,380,000$ |

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

2. 退職所得

(1) 特定役員退職手当等

特定役員退職手当等とは，役員等で，勤続年数が5年以下であるものが支払いを受ける退職手当等をいう。なお，役員等として勤務した期間に1年未満の端数がある場合は，端数を切り上げて判定する。

(2) 所得の金額（退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合）

- ① 特定役員退職手当等の収入金額
- ② 特定役員退職所得控除額 = 40万円 × 勤続年数（1年未満切上）
- ③ 退職所得の金額 = ① - ②

【計算過程】（単位：円）

- 1. 収入金額
8,000,000
- 2. 退職所得控除額
400,000 × 5年 = 2,000,000
- 3. 退職所得の金額
1. - 2. = 6,000,000

3. 配当所得等（みなし配当）

(1) みなし配当の額

発行法人の自己株式の取得（発行法人への譲渡）により、株主が交付金銭等を取得した場合には、そのうち、資本金等の額を超える部分（利益積立金額からなる金額）が配当とみなされる。

① 交付金銭等
② 資本金等の額
取得直前の資本金等の額 $\times \frac{\text{取得された居住者所有株式数}}{\text{取得直前の発行済株式等の総数}}$
③ みなし配当
① - ②

(2) 株式の譲渡（譲渡所得の計算）

① 総収入金額 = 交付金銭等 - みなし配当額
② 取得費 = 総平均法に準ずる方法(※)により計算

※ 移動平均法と考えて差し支えない。

【計算過程】（単位：円）

1. 配当所得の金額
(1) 交付金銭等
8,000 × 1,000株 = 8,000,000
(2) 資本金等の額
5,000 × 1,000株 = 5,000,000
(3) (1) - (2) = 3,000,000
2. 一般株式等に係る譲渡所得の金額
(1) 総収入金額
8,000,000 - 3,000,000 = 5,000,000
(2) 取得費
6,000,000
(3) (1) - (2) = △1,000,000

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

4. 不動産所得

(1) 所得の金額

- | |
|------------------------|
| ① 総収入金額 |
| ② 必要経費 |
| ③ 青色申告特別控除額 |
| ④ 不動産所得の金額 = ① - ② - ③ |

【計算過程】 (単位：円)

- | | |
|--------------|---|
| 1. 総収入金額 | |
| | 27,500,000 |
| 2. 必要経費 | |
| | 29,200,000 |
| 3. 青色申告特別控除額 | |
| | 1. - 2. = $\Delta 1,700,000 < 650,000 \therefore 0$ |
| 4. 不動産所得の金額 | |
| | 1. - 2. - 3. = $\Delta 1,700,000$ |

5. 譲渡所得（土地建物等）

(1) 所得の金額

① 譲渡損益
i 分離短期
総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) = 譲渡損益
ii 分離長期
i と同じ算式
② 内部通算

(2) 無償等のみなし譲渡（個人に対する移転）

① 無償譲渡，及び低額譲渡で譲渡損

移転した者	取得した者
課税されない	取得時期：引き継ぐ 取得価額（取得費）：引き継ぐ

② 低額譲渡で譲渡益

移転した者	取得した者
通常課税	取得時期：実際 取得価額：実際

(3) 取得費の特例

譲渡した土地建物の取得時期が古いなどの理由により取得費が不明である場合や、実際の取得費が収入金額の5%相当額を下回る場合には、取得費の額を譲渡による収入金額の5%相当額とすることができる。

$$\text{取得費} = \text{収入金額} \times 5\%$$

【計算過程】（単位：円）

甲の土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額（分離長期） $120,000,000 - (25,000,000 + 90,000,000 \times 5\%) - 1,500,000 = 89,000,000$

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

II. 課税標準

1. 損益通算

(1) 意義

課税標準を計算する場合において，**不動産所得の金額**，**事業所得の金額**，**山林所得の金額**又は**譲渡所得の金額**（総合短期及び総合長期に限る）の**計算上生じた損失の金額**があるときは，**一定の順序で，これを他の各種所得の金額から控除する。**

(2) 不動産所得に損失が生じた場合の損益通算の特例

不動産所得の金額の計算上生じた損失は，原則として他の所得の金額から控除することができる。しかし，不動産所得の金額の計算上生じた**損失の金額のうち，土地等取得に係る負債の利子相当額は損益通算できない。**

2. 損益通算後の処理

課税標準の計算を行う。

(1) 総所得金額（損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額）

10種類に区分した各種所得の金額のうち，総合課税となる所得の金額を総合（合算）し，「**総所得金額**」を計算する。なお，総合長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は，**2分の1**してから総合（合算）する。

(2) 長期譲渡所得金額

分離長期譲渡所得の金額は，「**長期譲渡所得金額**」という課税標準となる。

(3) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額

一般株式等に係る譲渡所得の金額は，「**一般株式等に係る譲渡所得等の金額**」という課税標準となる。

(4) 退職所得金額

退職所得の金額は，「**退職所得金額**」という課税標準となる。

3. 課税標準の合計額（合計所得金額）

総所得金額及び分離課税となる各種課税標準の合計額をいう。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】 (単位：円)

1. 総所得金額 (損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額)

$$\text{給与}5,380,000 + \text{配当}3,000,000 - \text{不動産}1,000,000 (*1) = 7,380,000$$

$$(*1) \triangle 1,700,000 + \text{土地に係る借入金利息}700,000 = \triangle 1,000,000$$

2. 長期譲渡所得金額

$$89,000,000$$

3. 一般株式等に係る譲渡所得等の金額

$$\triangle 1,000,000 \rightarrow 0$$

4. 退職所得金額

$$6,000,000$$

5. 課税標準の合計額 (合計所得金額)

$$1. + 2. + 3. + 4. = 102,380,000$$

Ⅲ. 課税所得金額

1. 所得控除

(1) 配偶者控除

① 適用要件

居住者が控除対象配偶者を有する場合

(注1) 同一生計配偶者の意義

居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(注2) 控除対象配偶者の意義

同一生計配偶者のうち、「合計所得金額が1,000万円以下である居住者」の配偶者をいう。

② 留意点

甲の合計所得金額が1,000万円超であるため、乙は控除対象配偶者に該当しない。

(2) 配偶者特別控除

① 適用要件

居住者が生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合

(注1) 青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

また、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。

(注2) 「合計所得金額が1,000万円以下である居住者」の配偶者に限る。

② 留意点

甲の合計所得金額が1,000万円超であるため、乙は配偶者特別控除の対象とならない。

(3) 扶養控除

① 適用要件

居住者が控除対象扶養親族を有する場合

(注1) 扶養親族の意義

居住者の親族等(配偶者を除く)でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く)のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。

本問の丙の合計所得金額は50,000(*1)、丁は収入なし、戊の合計所得金額は0(*2)であるため、丙、丁及び戊は扶養親族に該当する。

(*1) アルバイト収入600,000－給与所得控除額550,000＝給与所得の金額50,000

(*2) 老齢基礎年金700,000－公的年金等控除額1,100,000(テキスト等参照)

＝△400,000 → 雑所得の金額0

(注2) 控除対象扶養親族(居住者の場合)の意義

扶養親族のうち、その年の12月31日(その者がその年の中途において死亡した場合には、その死亡の時)現在の年齢が16歳以上の者をいう。

② 扶養控除額

i	原則(一般の控除対象扶養親族)	……	38万円(丁)
ii	老人扶養親族	……	48万円
iii	同居老親等	……	58万円(戊)
iv	特定扶養親族	……	63万円(丙)

(注1) 老人扶養親族の意義

控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいう。

(注2) 同居老親等の意義

老人扶養親族のうち、居住者又はその居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、これらのいずれかとの同居を常況としている者をいう。なお、同居老親等の扶養控除額については、所得税法本法の規定ではない。

(注3) 特定扶養親族の意義

控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者をいう。

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

【図示】 扶養控除額

～15歳	16歳～18歳	19歳～22歳	23歳～69歳	70歳～
—	38万円	63万円	38万円	同居老親等 58万円 老人扶養親族 48万円

(4) 基礎控除

① 適用要件

合計所得金額が 2,500万円以下の居住者である場合

② 基礎控除額

居住者の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

【計算過程】 (単位：円)

1. 配偶者控除	0
2. 配偶者特別控除	0
3. 扶養控除	丙630,000 + 丁380,000 + 戊580,000 = 1,590,000
4. 基礎控除	0
5. 合計	1. + 2. + 3. + 4. = 1,590,000

問題 4 消費税法

I. 課税標準額に対する消費税額

1. 課税標準額の計算

$$\text{国内課税売上高の合計額 (税込)} \times \frac{100}{110} = \times \times \times \rightarrow \text{課税標準額 (千円未満切捨)}$$

※ 軽減税率適用取引の場合は 100/108を用いる。

2. 課税標準額に対する消費税額の計算

$$\text{課税標準額} \times 7.8\% = \text{課税標準額に対する消費税額}$$

※ 軽減税率適用取引の場合は6.24%を用いる。

3. 売上げの取引分類 (単位:円)

取引分類	売上金額 (税込)	取引内容
7.8%課税売上高	4,400,000,000	国内売上
	220,000	雑収入 (自動販売機の手数料収入)
	330,000	車両の下取り
免税売上高	1,100,000,000	輸出売上高
非課税売上高 (注)	1,980,000	社宅の家賃 (従業員負担分)
	242,000	受取利息
	660,000(*1)	子会社株式の売却代金 (5%相当額)
不課税売上高	受取配当金, 雑収入 (国からの補助金)	

(注) 課税売上割合算定上の非課税売上高を示している。

(*1) $13,200,000 \times 5\% = 660,000$

II. 控除対象仕入税額

1. 判 定

- (1) 課税売上高 5 億円超 又は 課税売上割合95%未満 … 仕入税額は按分計算が必要
 (2) 課税売上高 5 億円以下 かつ 課税売上割合95%以上 … 仕入税額は全額控除

2. 課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

(注1) 課税売上高

- (1) 総課税売上高 (税抜)

$$\text{国内課税売上高 (税込)} \times \frac{100}{110} + \text{免税売上高}$$
- (2) 課税売上返還等 (税抜)

$$\text{国内課税売上返還等 (税込)} \times \frac{100}{110} + \text{免税売上返還等}$$
- (3) 純課税売上高 (税抜)
 (1) - (2)

※ 軽減税率適用取引の場合は 100/108を用いる。

(注2) 非課税売上高

- (1) 有価証券等の譲渡対価 × 5% (※) + その他の非課税売上高
 (2) 非課税売上返還等
 (3) (1) - (2)

※ 有価証券等の譲渡対価の算入額

譲渡対象となる有価証券等		算入額
有 価 証 券	株式，公社債，投資信託の受益証券等	5 %
有価証券に 類するもの	金銭債権 (売掛金等を除く)	
	持分会社 (合名・合資・合同会社) の出資者持分	全 額
	資産の譲渡等の対価として取得したもの (売掛金等)	含めない
支 払 手 段	紙幣及び硬貨，小切手，手形，電子マネー，暗号資産	

3. 控除対象仕入税額の計算

按分計算方法には個別対応方式及び一括比例配分方式があり、区分経理を行っている場合には、有利な方（多い方）を選択する。

(1) 個別対応方式による控除対象仕入税額

$$\begin{aligned}
 & \textcircled{1} \quad \text{A対応の課税仕入れ等の税額の合計額} - \text{A対応の仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額} \\
 & \textcircled{2} \quad \left[\begin{array}{l} \text{C対応の課税仕入れ} \\ \text{等の税額の合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{課税売} \\ \text{上割合} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{C対応の仕入れに係る対価} \\ \text{の返還等に係る消費税額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{課税売} \\ \text{上割合} \end{array} \right] \\
 & \textcircled{3} \quad \textcircled{1} + \textcircled{2} = \text{控除対象仕入税額}
 \end{aligned}$$

(注1) 課税仕入れ等の税額の合計額

$$\begin{aligned}
 & \text{i} \quad \text{国内課税仕入れ} \\
 & \quad \text{国内課税仕入れの合計額} \times \frac{7.8}{110} \\
 & \text{ii} \quad \text{課税貨物} \\
 & \quad \text{引取りに係る消費税額（国税部分）} \\
 & \text{iii} \quad \text{i} + \text{ii} = \text{課税仕入れ等の税額の合計額}
 \end{aligned}$$

※ 控除の対象となる仕入れが軽減税率適用取引の場合は6.24/108を用いる。

(注2) 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$$\text{仕入れに係る税込対価の返還等の金額} \times \frac{7.8}{110} = \text{仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額}$$

※ 返還の対象となる仕入れが「軽減税率適用取引」の場合は6.24/108を用いる。

(注3) 区分経理（説明の便宜上、以下の表現を用いている）

A対応：課税資産の譲渡等にのみ要するもの
 B対応：その他の資産の譲渡等にのみ要するもの
 C対応：課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

(2) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

$$\left[\begin{array}{l} \text{課税仕入れ等の} \\ \text{税額の合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{課税売上割合} \\ \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{仕入れに係る対価の} \\ \text{返還等に係る消費税額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{課税売上割合} \\ \end{array} \right]$$

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

4. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が国内において行う居住用賃貸建物(*1)に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としない。

(*1) 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物で課税仕入れ等に係る税抜支払対価の額が 1,000万円以上であるもの

本問の従業員社宅用マンションの取得は、当該居住用賃貸建物の取得に該当することから、その課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とならない。

5. 仕入れの取引分類 (単位:円)

国内課税仕入れ			
適用税率	区分経理	支払対価(税込)	取引内容
7.8%	A 対応	3,850,000,000	国内仕入
		3,300,000	営業部門の通勤交通費
		6,600,000(*1)	営業部門の接待交際費 (軽減税率対象以外のもの)
		66,000,000	その他の課税仕入れのうち、営業部門に係るもの
		4,400,000	営業部門で使用する車両購入
		16,500,000	商品保管のための設備リース料総額
	B 対応	660,000	不動産会社への更新事務手数料
		0(*4)	従業員社宅用のマンションに係る建物の取得価額
	C 対応	1,100,000	本社部門の通勤交通費
		1,100,000(*2)	本社部門の接待交際費 (軽減税率対象以外のもの)
		13,200,000	本社事務所の家賃
		32,340,000(*3)	その他の課税仕入れのうち、本社部門に係るもの (不動産会社への更新事務手数料以外)
6.24%	A 対応	1,080,000	営業部門の接待交際費 (軽減税率対象のもの)
	C 対応	540,000	本社部門の接待交際費 (軽減税率対象のもの)
課税仕入れ等に該当しない			
役員給与、従業員給与、従業員の借上社宅の家賃、従業員社宅用のマンションに係る土地の取得価額			

(*1) $7,680,000 - 1,080,000 = 6,600,000$

(*2) $1,640,000 - 540,000 = 1,100,000$

(*3) $33,000,000 - 660,000 = 32,340,000$

(*4) 仕入税額控除の対象となる課税仕入れの金額を示している。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅲ. 貸倒れに係る消費税額

1. 取扱い

事業者が，国内において行った課税売上げ（免税売上げを除く）について，その売掛金等の債権につき，貸倒れが生じた場合には，その貸倒れとなった日の属する課税期間の「課税標準額に対する消費税額」から，その「貸倒れに係る消費税額の合計額」を控除する。なお，本問では，国内の得意先V社に対する売掛金が該当する。

2. 貸倒れに係る消費税額の計算

$$\text{貸倒れの金額} \times \frac{7.8}{110} = \text{貸倒れに係る消費税額}$$

※ 貸倒れの対象となる売上げが軽減税率適用取引の場合は6.24/108を用いる。

3. 税額控除の処理をしないもの

次のものについては，消費税が課されていないため，「貸倒れに係る消費税額の控除」の処理は行わない。

- (1) 輸出免税売上げに係る売掛債権の貸倒れ
- (2) 土地の売却に係る未収金の貸倒れ
- (3) 貸付金の貸倒れ など

【計算過程】 (単位：円)

1. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

(1) 課税標準額 (千円未満切捨)

$$(4,400,000,000 + 220,000 + 330,000) \times \frac{100}{110} = 4,000,500,000$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$4,000,500,000 \times 7.8\% = 312,039,000$$

2. 課税売上割合及び仕入税額の按分計算の要否

(1) 課税売上高

$$4,000,500,000 + 1,100,000,000 = 5,100,500,000$$

(2) 非課税売上高

$$1,980,000 + 242,000 + 660,000 (*1) = 2,882,000$$

$$(*1) 13,200,000 \times 5\% = 660,000$$

(3) 課税売上割合

$$\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{5,100,500,000}{5,103,382,000} = 0.9994\dots$$

(4) 按分計算の要否の判定

$$\text{課税売上高 } 5,100,500,000 > 500,000,000 \quad \therefore \text{仕入税額は按分計算が必要である}$$

3. 控除対象仕入税額 (区分経理及び税額のみ)

(1) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

① 国内課税仕入れ (7.8%適用分)

i 支払対価 (税込)

$$3,850,000,000 + 3,300,000 + 6,600,000 (*2) + 66,000,000 + 4,400,000 + 16,500,000 = 3,946,800,000$$

$$(*2) 7,680,000 - 1,080,000 = 6,600,000$$

ii 課税仕入れに対する消費税額

$$3,946,800,000 \times \frac{7.8}{110} = 279,864,000$$

② 国内課税仕入れ (6.24%適用分)

$$1,080,000 \times \frac{6.24}{108} = 62,400$$

③ ①+②=279,926,400

(2) その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

$$660,000 \times \frac{7.8}{110} = 46,800$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

① 国内課税仕入れ (7.8%適用分)

i 支払対価 (税込)

$$1,100,000 + 1,100,000(*3) + 13,200,000 + 32,340,000(*4) = 47,740,000$$

$$(*3) 1,640,000 - 540,000 = 1,100,000$$

$$(*4) 33,000,000 - 660,000 = 32,340,000$$

ii 課税仕入れに対する消費税額

$$47,740,000 \times \frac{7.8}{110} = 3,385,200$$

② 国内課税仕入れ (6.24%適用分)

$$540,000 \times \frac{6.24}{108} = 31,200$$

③ ①+②=3,416,400

(4) 合計

① 国内課税仕入れ (7.8%適用分)

$$(3,946,800,000 + 660,000 + 47,740,000) \times \frac{7.8}{110} = 283,296,000$$

② 国内課税仕入れ (6.24%適用分)

$$(1,080,000 + 540,000) \times \frac{6.24}{108} = 93,600$$

③ ①+②=283,389,600

4. 貸倒れに係る消費税額

$$4,400,000 \times \frac{7.8}{110} = 312,000$$